



「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に関わるリスクコミュニケーションガイドライン(案)」についての意見募集

建築物等の解体等工事に伴う石綿(アスベスト)の飛散は、社会的に強い関心がある中で、周辺住民と業者間におけるリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

このため、環境省では「石綿飛散防止対策に関わるコミュニケーションガイドライン策定等検討会」を設置し、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施工者に向けた基本的な考え方や手順を取りまとめました。

今回のガイドラインに関して、以下の内容でパブリックコメント(案の公示、意見募集)が実施されました[平成29年2月2日～3月3日]。

—概要—

- ・ リスクコミュニケーションの定義と目的
- ・ 対象とする工事

大気汚染防止法の特定工事に加え、石綿含有成形板等(レベル3)の解体等工事や石綿の使用が無かった場合も含むすべての解体等工事(解体、改造、補修工事)が対象。また、個人所有の戸建住宅の解体工事等も含む。

- ・ リスクコミュニケーションの手順

1. 法、条例等の規定確認
2. 情報収集(周辺地域に関するもの)
3. 石綿使用の有無に関する事前調査
事前調査の実施、事前調査結果の公表
4. 施工計画の作成
5. 準備(実施時期、対象範囲、情報提供事項、
情報提供方法の検討・決定、問合せ等の準備)
6. リスクコミュニケーションの実施

- ・ リスクコミュニケーションの方法

- ・ 石綿漏洩、飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション



アスベストの
偏光顕微鏡写真

アモサイト(茶石綿)の
分散色(×400倍)

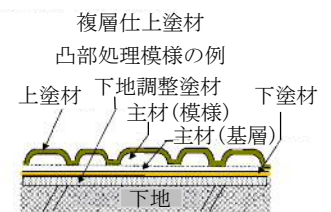
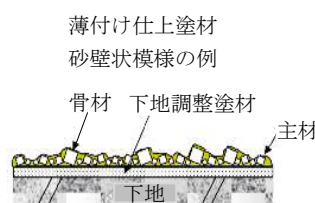
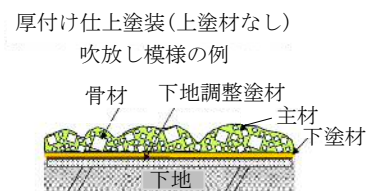
建築外壁塗膜の石綿(アスベスト)について

昭和40年代に建造された多くの橋脚の塗膜にはPCBや鉛を含有していることが周知されてきました。それに伴い、塗り替えの際は、事前に調査を実施し、有害物質が含まれている場合には適切な処理を行う必要があることが認知されています。

最近では、塗膜中のPCBや鉛の他に石綿の含有が注目されています。1970年代、1980年代をピークに吹付け材、保温材、耐火被覆材、断熱材、成形板等の多用な石綿含有建材が建築物に使用されました。その後、段階的に石綿の含有率が引き下げられたものの、平成18年に石綿含有製品の製造が禁止されるまでに建築された既存建築物には多量に石綿が残存しています。

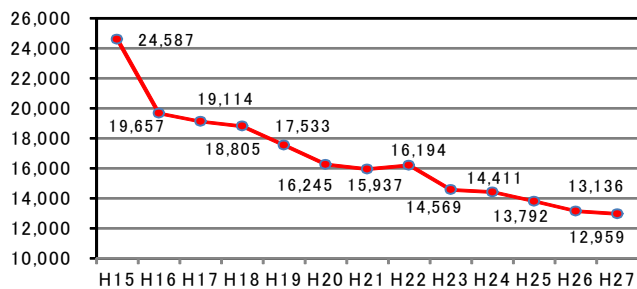
昨年4月に国立研究開発法人建築研究所が「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」を公表し、塗膜の塗り替えや解体時には石綿含有の有無を事前調査するように提言しています。

建築用仕上塗材は以下の図に示すような層となっており、主材及び下地調整塗材に石綿が含有している可能性があります。この仕上塗材の採取及び分析には経験及び知識が必要であり、分析方法については、JIS A 1481-2またはJIS A 1481-3もしくはこれらと同等以上の精度を有する方法によることとされています。当社には、石綿に関して一定の知見を有する者とされる建築物石綿含有建材調査者及び石綿作業主任者が在籍しておりますので、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

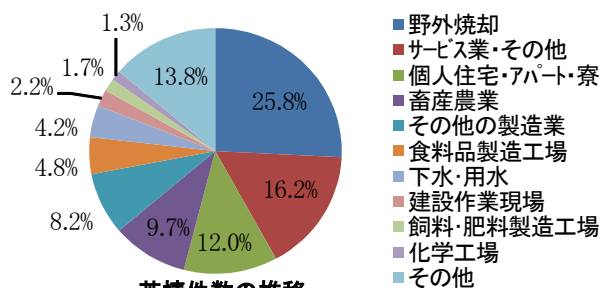


平成27年度悪臭防止法施行状況 調査が公表されました

平成29年1月31日、環境省から「平成27年度悪臭防止法施行状況調査」が公表されました。全国の地方自治体が受理した悪臭苦情の件数は、平成15年度の24,587件のピーク時から12年連続の減少となり、平成27年度は12,959件と前年度に比べ177件の減少でした。ただ、調査開始後最少だった平成5年度の9,972件と比較すると、まだ多い状況です。



苦情の発生原因の内訳



苦情件数の推移

発生源別では、「野外焼却」が最も多く、全体の25.8%を占めています。以下、「サービス業・その他」16.2%、「個人住宅・アパート・寮」12.0%、「畜産農業」9.7%、「その他の製造工場」8.8%、「食料品製造工場」4.8%と続きます。対前年比では、「野外焼却」は減少傾向にあり、「サービス業・その他」「その他の製造工場」「食料品製造工場」は横ばい、「畜産農業」「個人住宅・アパート・寮」の苦情割合は若干ですが増加傾向にあります。

そして、取りまとめ資料の中では、臭気判定士の状況についても触れられています。臭気判定士は、悪臭防止法に基づく臭気指数試験(官能試験)の統括責任者としての役割を果たす国家資格です。当社にも臭気判定士が多数在籍しておりますので、臭気測定に関してご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

水質汚濁防止法について

ここ数年で地下水汚染の効果的な未然防止を図る目的の「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」(平成23年法律第71号)をはじめとし、環境関係の法律改正が頻繁に行われております。ここでさらいの意味で水質汚濁防止法に関して再度、説明させていただきます。

【規制対象】

1. 汚水等を排出するものとして規定された施設(特定施設、^{※1}水質特定施設)を設置、排水を排出する工場・事業場
 2. 有害物質を使用する特定施設、^{※1}水質特定施設を設置する工場・事業場
 3. 有害物質を貯蔵する指定施設を設置する工場・事業場
 4. ^{※1}排水を日平均10m³以上排出する工場・事業場(特定事業場等に関係なく)
- ※1: 条例施行規則で規定する群馬県独自の規制対象
5. 総量規制地域(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に排出する地域)に位置し、排水量が日平均50m³以上、かつ規制物質を排出している施設

【対象事業者の義務】

1. 届出の義務
 - ①設置 ②使用 ③構造等の変更
 - ④氏名の変更等 ⑤使用廃止 ⑥継承
 2. 排水の水質基準の遵守
 - ・都道府県の条例により、全国一律基準よりも厳しい許容限度とする「上乘せ基準」や全国一律基準の規制項目に追加して規制を加える「横出し基準」等の規定もあるので、届出先に確認が必要。
 3. 排水の自主測定
 - ・設置届出等に記載した項目
 - ・1年に1回以上(※条例等で変更有)
 - ・3年間の結果、記録の保存
 4. 構造基準の遵守
 - ・有害物質の使用、貯蔵等を行う届出対象施設の設置者は、地下浸透防止の為に構造、設備及び使用方法に関する基準の遵守、施設の管理要領の作成、定期点検及びその結果の記録・保存
- ※有害物質使用特定施設で、公共用水域に排出していない事業者も対象



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp